

「証券決済制度改革推進会議」（第8回）議事要旨

- 【開催日時】 平成18年4月21日(金)午前10時30分～11時35分
- 【場 所】 日本証券業協会 第1会議室
- 【主な議題】
1. 株券電子化制度への移行に係る検討のためのワーキング・グループの検討状況について
 2. (株)証券保管振替機構における検討状況について
 3. (株)日本証券クリアリング機構における現況について
 4. 「証券決済制度改革の推進に向けて」（報告書）のマイルストーンの修正について
 5. 株券電子化制度等についての周知・啓発時における用語・表現方法の指針（案）

【議事要旨】

1. 株券電子化制度への移行に係る検討のためのワーキング・グループの検討状況について

事務局から、標記ワーキング・グループにおける検討状況について報告を行った。

（報告概要）

（1）「新制度移行に係るマイルストーンの共有化」について

①「各メンバーの検討体等の検討状況」について

各業態のメンバー（信託協会、全銀協、日証協、日本経団連、保管振替機構）から検討状況の報告が行われた。

保振の株券電子化小委員会及び四つの分科会で検討しているテーマに沿った形で各テーマを各検討体にて検討し、それをフィードバックする形で、保振の小委員会や四つの分科会に提示、意見等を述べている旨の報告が行われた。

②「今後の実務検討項目の洗出し（修正版）及び検討項目の検討体（案）」について

検討状況について、報告が行われた。

③「株券電子化制度移行に向けた実務上のスケジュール概要」について

保振より説明が行われた。

④「実務界としての一斉移行目標日」について

実務界としての一斉移行目標日は、当初様々な案があったが、年末年始は休業日数が多くシステム対応もしやすいということ等から、2008 年 1 月か、2009 年 1 月という意見があった。

その意見を踏まえ、株券の保管状況調査等では、担保株が約 100 億株、証券会社の保護預りの保振非預託株が約 300 億株、タンス株が約 600 億株（商法上の不所持はそのうち約 200 株）など保振非預託株が大量にあること、株券電子化に係るシステムの対応スケジュール等や、一般投資家等に対する周知期間等を考慮し、移行ワーキングとしては、2009 年 1 月を「実務界の一斉移行の目標日」としてはどうかという結論であった。1 月 1 日か 5 日かについては、今後検討することとした。

（２）「新制度移行に向けた周知・啓発」関係の検討テーマ

①「新制度移行に向けた周知・啓発の活動状況の報告」について

保振が取りまとめた「株券電子化等に係る制度要綱」等の証券会社、金融機関等向け説明会を 4 月中旬から 5 月中旬にかけ全国 10 箇所で開催する予定である。

本年 2 月 15・16 日東京にて、また同月 21 日大阪にて「証券決済制度改革推進フォーラム 2006」を開催し、証券会社、金融機関の担当者を中心に 700 名強の参加をいただいた。

②「業界横断的周知・啓発活動」について

ワーキング・グループメンバー、発行会社、代行機関等の協力を得、カラー刷りの株主向けリーフレットを作成した。当該リーフレットは、日本経団連、全国証券取引所、全国株懇連合会、代行機関の協力を得、ほとんどの

上場会社の株主総会の株主あて決議通知等に同封され、株主に送付される予定である。また、本年３月末に当該リーフレットの内容について新聞広告を掲載した。

これらを受けて当センター内に新聞読者や株主等からの問い合わせ用のコールセンターを設置した。

(3) その他

実務界の一斉移行目標日は、正式な一斉移行日は政令で定められること、マスコミ等についての公表の時期とタイミング等については、今後の懇談会で了解を得た上で、対応することとなった。

《質疑応答・意見等》

- マイルストーンについてであるが、システム構築に係る時間は残り３年を切っており、テスト等も考慮すれば２年くらいしかないので、システム構築に影響するような積み残し課題、検討課題について、もう少し明確にしていきたい。例えば、銀行株券担保についてである。この問題は銀行だけでなく、担保の出し手になり得る証券会社の影響もあると思う。こういったところは早めに検討していただきたい。
- 周知活動において、発行会社から株主に対して株券電子化のリーフレットを配布すると言う話があったが、証券界としても、証券会社の保護預りとなっている株を含めた保振預託の推進についての周知活動を検討している。

2. 株証券保管振替機構における検討状況について

(株)証券保管振替機構より以下の2点について現在の進行状況等の報告が行われた。

○ 報告概要

(1) 一般債の振替制度について

今年1月10日に予定どおりスタートしており、現在、銘柄数で言うと約7,100銘柄以上で残高が7兆円を超えている。全体では一般債は約6万銘柄、残高が約220兆円と言われているので、まだ銘柄数で10分の1程度、残高ベースでは30分の1程度であるが、順調な滑り出しと考えている。

既発債についても新制度の準備を進めている。本年4月末から現物債の移行、11月からは登録債の移行処理が始まる。平成20年1月6日をもって、現物債、登録債に係る非課税等の税制優遇措置が期限を迎えるので、それまでに移行を完了しなければならない。よって、引き続き、皆様方の御協力をお願いしたい。

(2) 株券電子化の制度要綱について

主なポイントは次のとおり

①「保振制度と振替制度の比較」について

振替制度では、発行会社と振替機関が直接結ばれて、振替機関の下に直接口座管理機関、その下に間接口座管理機関、加入者がそれぞれぶら下がり、ひとつのチャンネルができる。

②「階層構造と振替口座簿」について

多層の階層構造が株式の世界でも可能となった。

③「機構における加入者情報等の管理」について

機構（保振）が名寄せを行い、株主データを登録するに当たっては、漢字データを使うこととなるので、情報の標準化を行う。目標としては、

「JIS X 0213」という文字集合を使いたい。文字コードは「Unicode」を利用する。

④「取扱開始時の新規記録手続」について

新規上場等があった場合の新規記録の手続きである。

⑤「発行時DVP方式による新規記録」について

発行時DVPが株式についても利用できるようになったので、それに関するフローである。

⑥「振替先口座の照会」について

口座振替を行うとき、あらかじめ相手方の口座の存否について電磁的に確認できるようになるということである。

⑦「質権口への振替」について

質権のときには、例えば加入者Bが直近上位機関である甲に質入をした場合、法律では、甲の直近上位機関である保振の自己口の質権欄に残高を記録するとともに株主であるBの住所氏名を書きなさいとなっているが、現在考えているのは、住所氏名を漢字で記録するのではなく、株主Bのコード番号を記録しておいて、別途加入者情報として、必要なときに照会できるような仕組みを作っている。

⑧「株式併合の場合の口座への記録処理」について

株主併合のときの端数の調整については、保振で名寄せを行い、計算し、最後の1株は残高が一番多いところに1株プラスすることになっている。

⑨「総株主通知等において会社に通知される者」について

総株主通知で会社に通知される者は誰かということである。加入者Aの口座に保有欄、質権欄とあるが、保有欄は加入者Aが真の株主であることから、Aの名前が通知されることとなる。ただ、質権欄にある場合には、Bの名前が通知されるということである。

⑩「総株主通知、個別株主通知、情報提供請求の流れ」について

今後は、区分口座が変わっても、証券会社の合併等があっても、株主の照会コードを変更する必要はないということである。また、担保の匿名性も保たれる仕組みにした。ペーパーレスの効果として、実質株主の通知は6営業日後の日であったが、今後は3営業日後ということで、半分くらいの期間で情報を会社に伝えることが可能となる。

⑪「会社による情報提供請求の種別と日程」について

すべての口座管理機関に問い合わせで増減履歴情報を含むデータを提供する「全部情報の提供」と、直接口座管理機関のみを対象に現在の所有株式数のみを提供する「部分情報の提供」の2つのパターンを用意する。

⑫「担保株式についての届出」について

個別株主通知や情報提供請求の際に担保の匿名性を確保するため、担保に差し入れている加入者の株式が現在どこの口座に差し入れられているか等をデータベースの中に記録しておける仕組みを作っている。

⑬「外国人保有制限銘柄についての期中公表」について

口座管理機関から保振への報告は毎日していただくこととなる。ただし、外国人専用の区分口座を開設してもらえれば報告の必要はない。また、保振のホームページで毎日公表することになる。

⑭「振替制度移行後における配当金受払方式」について

新しいネットワークを利用した配当金の受払方式について、株主の利便性を図ることが可能かどうか議論した。現行は、株主が銘柄ごとに「ここの口座に入金してください」という届出を発行会社に対して行っている。その届出がない場合は郵便為替になるが、新制度においては、その届出を階層構造を利用して電磁的に行うことにする。また、新たな授受方式として、すべての銘柄の配当金を予め株主が指定した一の口座で受け取れる「登録配当金受領口座

方式」、株式の口座残高に比例して配当金が分配される「株式数比例配分方式」も可能にしようということである。ただし、後者については名義書換代理人のシステム改造等への影響がつかみきれていないため、継続案件となっており、今夏までに結論を得、導入は新制度開始後となる見込みである。

⑮「移行手続き」について

現在数百億株あるタンス株をスムーズに新制度に移行させるには、事前預託が必要である。証券決済制度改革推進センターと協力しながら、周知啓発活動を進めながら、きちんとスケジュールを立てて預託推進に努めて参りたいと考えているので、各位の御理解と御協力をお願いしたい。

⑯「移行前における株主等通知データの整備」について

実務界の目標として一斉移行日を2009年1月としている。データセンターの機能をフルに稼働させるためには、それぞれの口座管理機関の証券会社等が保有している株主データを事前に機構に集め、標準化や名寄せの可否の精度を高めていく必要がある。保振としては、2008年5月頃に口座管理機関からデータを頂戴し、試験的に名寄せを行い、データの精度を高めていく。10月頃には、パイロット的にデータセンターの機能だけを先行稼働させていきたいと考えている。

⑰「今後のスケジュール」について

本年5月末頃システム概要説明書を提示し、6月頃には説明会を行う予定である。また、接続仕様書は10月頃に開示できるよう鋭意準備を進めている。総合テストについては、2008年の春頃から開始し、8か月くらいはテストに当てる予定である。

3. (株)日本証券クリアリング機構における現況について

(株)日本証券クリアリング機構における現況について、同社から以下の報告が行われた。

○ 報告概要

「清算基金制度の一部見直し」について

当社は、清算参加者の決済不履行に伴い当社に損失が生じた場合の対応として、当該不履行参加者の財産により損失を補填するという自己責任原則を基本としている。その中心となるのが、各清算参加者が当社に預託する清算基金である。清算基金制度においては、現在、所要額を月1回変更しているが、参加者が商いのボリュームを急に増やした場合などは、当社の引き受けたリスクの大きさに比べ、当社が預かっている清算基金の額が過小となるケースが生じるなど、取引状況の急激な変化に対応できていないという問題が生じている。また、清算機関に対する国際的な勧告として、CPSS-IOSCO から「清算機関のための勧告」が公表されているが、この勧告では、価格変動率に対するカバー水準を高く設定するなど、担保制度の要件について一定の水準を満たすことが求められている。こうしたことから、清算基金制度の充実を図ることし、次の3点について見直しを行うこととした。

1点目は、清算基金所要額の変更時期の早期化である。現行制度では、毎月10営業日目に所要額を公表し、15営業日目から適用しているが、新制度では、毎月4営業日目に公表、5営業日目から適用とする。

2点目は、現物の清算基金所要額の臨時変更に係る適用基準の明確化である。現在でも、制度上は、清算基金所要額の臨時変更が可能となっているが、その基準が明示されておらず、また、発動の実績もなかった。そこで、臨時変更基準額を、各清算参加者の直近3日分の未決済残高に一定の価格変動率を乗じた額と定めた。臨時変更基準額がその時点の清算基金所要額を超過した場合には、臨時

変更基準額を清算基金所要額とする。

3点目は、臨時変更基準額を計算する場合の価格変動率の取扱いである。過去60日間におけるTOPIXの4日分、3日分、2日分の変動率の99%をカバーする水準とし、より大きな価格変動をカバーできるようにする。

清算基金制度の見直しは、今年の7月から実施する予定である。こうした対応により、清算基金の預託額が、当社の引受リスクに対し、より見合うことになり、ひいては、清算参加者の自己責任の枠組みが充実するものと考えている。参加者には、担保繰りの問題や清算基金の預託タイミングの問題等で負担を掛けることとなるが、この見直しにより、清算参加者に不測の事態が発生した場合であっても、当社に損失が生じる可能性が低くなり、他の参加者による相互保証を回避することにつながる。

4. 「証券決済制度改革の推進に向けて」（報告書）のマイルストーンの修正について

前回の推進会議が本年1月ということだったので、大きな変更はない。変更点は、以下のとおりである。（マイルストーンは11ページを参照）

- ①保管振替機構において「株券電子化制度要綱」を取りまとめた点
- ②上場投信（ETF）保振制度対応期限（2008年1月）を明記した点

《質疑応答・意見等》

- 証券界からお願いがある。上場投信（ETF）の対応期限が2008年ということについてである。証券会社は顧客口と自己口を分離しなければならず負荷が高いものになるので、そのあたりの周知を願いたい。

- 保振の制度要綱説明会においても ETF については自己・委託の区分が1年前倒しになる旨の話はしている。本年6月頃に簡単ではあるがETFについての制度要綱を公表できるのではないかと思う。

5. 株券電子化制度等についての周知・啓発時における用語・表現方法の指針（案）

用語・表現方法の指針については従前と同じものであるが、一般投資家等の混乱を避けるため、「和暦のみ」や「和暦・西暦」の表現ではなく、「西暦のみ：2009年」「西暦＋和暦：2009年（平成21年）」等の表現を用いてはとの指針が示され、了承された。

以 上

○ お問い合わせ先

日本証券業協会 証券決済制度改革推進センター TEL. 03-5649-3980

本議事要旨は暫定版であるため、今後修正があり得ます。

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
制度動向	●関係政省令案の提示			特例期間	▲一斉移行日(想定)
実務等 対応状況		●保振制度要綱公表(3月)	●保振接続仕様公表(想定)		
各種調査	●保護預り状況調査(4月) ●保振制度利用状況調査(6月) ●株券保管状況調査(8月)	●保護預り状況調査(4月) ●保振制度利用状況調査(6月) ●株券保管状況調査(8月)	●保護預り調査(4月) ●保振制度利用状況調査(6月) ●保管状況調査(8月)	●保護預り調査(4月) ●保振制度利用状況調査(6月) ●保管状況調査(8月)	
周知啓発 活動概略		制度概要周知 事前預託の推進	制度詳細周知(制度に対する更なる理解の促進) 事前預託の推進強化(株券残量調査を踏まえて)	事前預託推進(最終) 移行実務の確認、トラブル解消対応	
事前預託推進 の主なターゲット		個人・法人のタンス株		保護預り非預託分/担保受入株	
個人投資家		制度概要、タンス株等の事前預託の必要性等をマスメディア、発行会社からの通知等を通じ周知	アンケート結果を元に、マスメディア、発行会社からの通知等を通じタンス株の預託期限を想定した周知	名義書換の徹底、移行に伴い発生し得る問題と解決策について周知(混乱回避) 駆け込み預託の対応等	トラブル防止に向けたセミナー、個別相談等による重点フォロー
事業会社 (財務担当者)	関係者による ・特別口座の取扱い(費用負担、受入方針、実作業等)に関する検討、合意形成 ・不所持株の取扱い等の検討、制度確定	・日本経団連等を通じ、制度概要を説明 ・株券の取扱い(預託／特別口座)に関する意思決定の促進 事前預託の一定の促進(株券大量保有企業の場合は特別口座への移管等の検討)		主に移行に伴い発生し得る問題と解決手続きについて周知(特別口座への移管関連等)	
証券会社		制度概要＋口座管理機関としての参加検討のための情報提供	移行に伴う実務面、システム面への影響を周知し、個社での対応検討を促進	・実務詳細の確認、情報共有(保護預り非預託分、受入代用有価証券の取扱い等 移行実務の確認、トラブル解消対応方法等) ・緊急時の対応検討を推進	
銀行等		制度概要＋口座管理機関としての参加検討のための情報提供 自己財産分の株券の取扱い(預託／特別口座)に関する意思決定の促進 担保実務(担保受入株券の取扱い、移行後の担保受入れ実務)検討の推進サポート 自己財産分の株券の取扱い「事前預託(直接or間接/特別口座)」の意思決定・預託先等との協議 銀行等による担保株券の取扱い検討／担保差入株券の取扱いについての説明(契約見直し等)、実務促進(預託等)	制度詳細の周知(アンケート結果から理解不足と思われる点、実務への影響概略、口座管理機関として参加予定の銀行等に対しては口座管理機関として必要な実務処理、システム機能等) 保管状況調査より、自己財産株券の取り扱いに関して未定の銀行等に対するフォロー(制度への理解をサポートし、株券取り扱いの判断を促す) 自己財産分の事前預託(直接or間接)	担保受入株関連の実務処理に関する周知、処理実施のサポート	
発行会社 (株式担当者)		制度概要の周知(名義書換代理人を通じ、株式担当者等に向けた制度概要・移行に向け必要となる実務概要、移行直前のコーポレートアクションの取扱い等) 株主への周知要請(総会決議通知等の株主に対して実施する通知で周知等)	・株主への制度詳細の周知(理解不足の点のフォロー、移行に向けた実務、移行後の実務詳細説明等)	株主への制度詳細の周知(再度、移行までの実務詳細説明、特に一斉移行日直前1ヶ月で必要な実務の確認等) 移行に関する株主からの問合せ等に対する対応方法の周知	